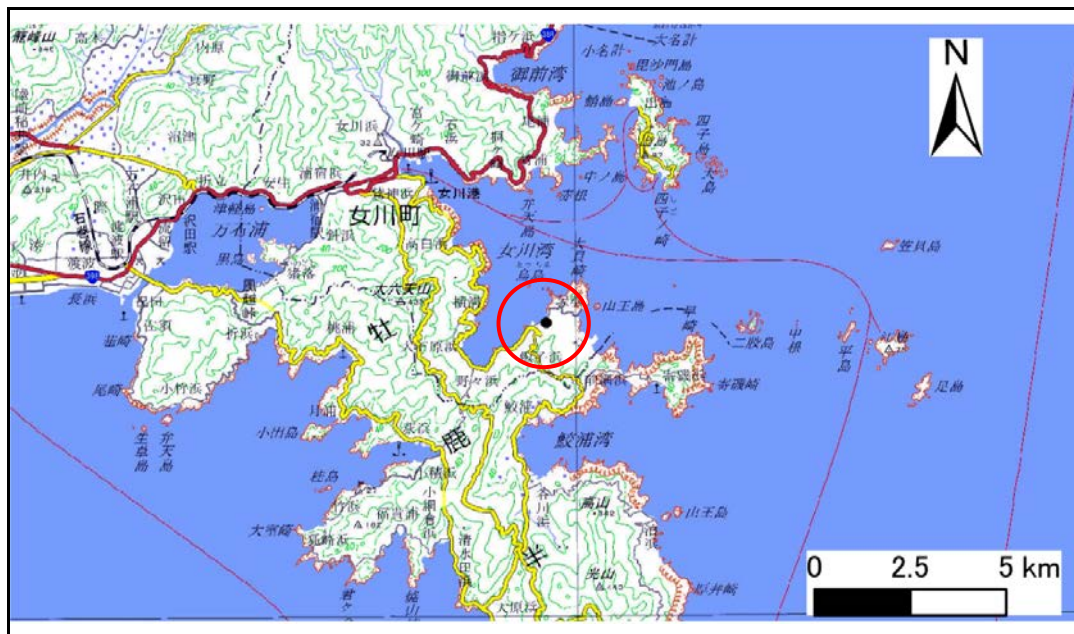


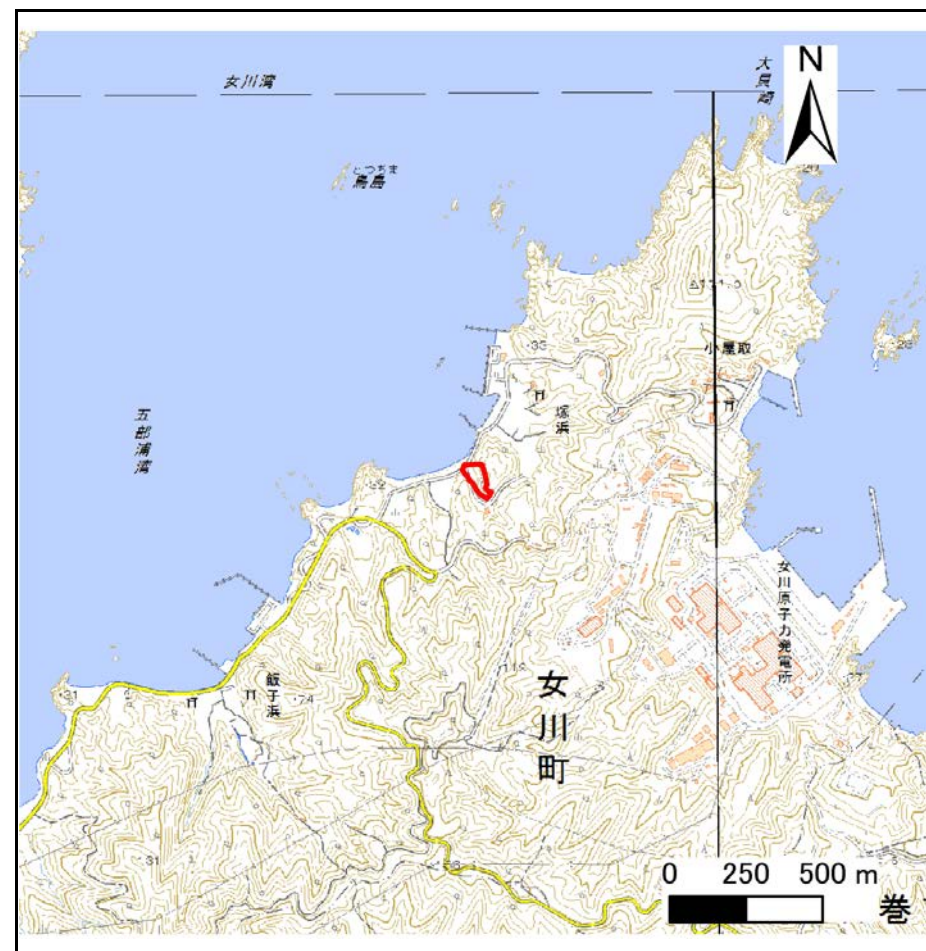
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第759号
告示年月日	令和2年9月18日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-1670(1311001670)
箇所名	塚浜の5
所在地	牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜
調査機関	宮城県東部土木事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第970号)

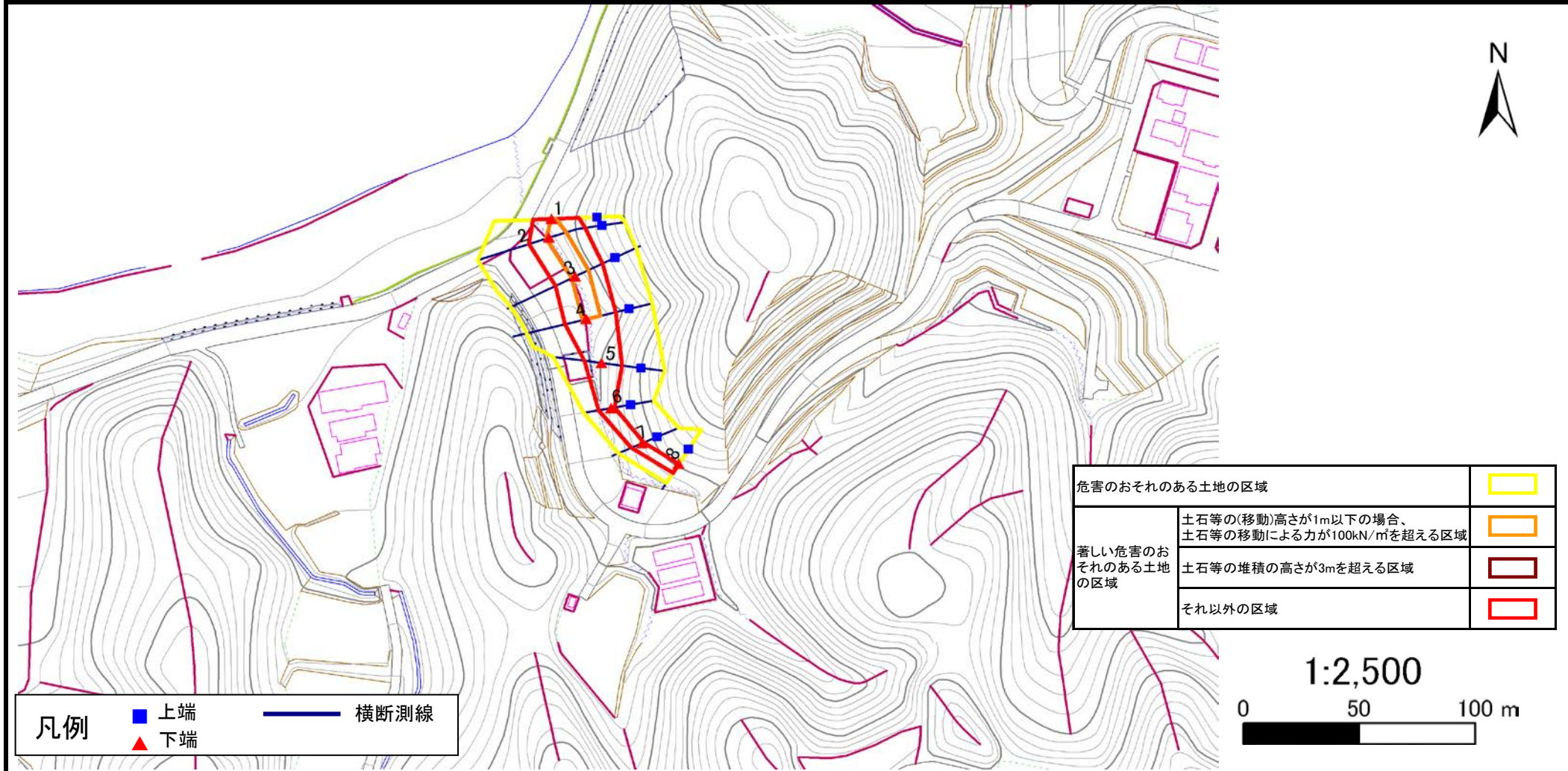
## 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第759号
告示年月日	令和2年9月18日

危害のおそれのある土地の区域、著しい危害のおそれのある土地の区域の設定図

調査年度	平成30年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1670(1311001670)	箇所名	塚浜の5	所在地	牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜
---------	------	----------------------	-----	------	-----	--------------



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第759号
告示年月日	令和2年9月18日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1670(1311001670)	箇所名	塚浜の5	所在地	牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜
---------	------	----------------------	-----	------	-----	--------------

横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域		土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	121.6	1.0	100.0	1.0	-	-	12.0	2.3								
2 ~ 3	124.5	1.0	100.0	1.0	-	-	13.1	2.5								
3 ~ 4	124.5	1.0	100.0	1.0	-	-	13.1	2.5								
4 ~ 5	-	-	100.0	1.0	-	-	13.1	2.5								
5 ~ 6	-	-	93.6	1.0	-	-	10.1	2.0								
6 ~ 7	-	-	68.7	1.0	-	-	8.9	1.8								
7 ~ 8	-	-	63.6	1.0	-	-	8.9	1.8								
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																